

# 第 2 回 通常総会議案書

日 時 2025年6月24日（火）18時  
場 所 東京都江東区亀戸 Zビル4F 会議室

特定非営利活動法人  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター

# 第1号議案 2024年度活動報告

## 1. 全体の方針について

建設アスベスト訴訟は、2021年最高裁判決があり国会で議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」略称「建設アスベスト給付金法」が成立、2022年1月から給付金請求の受付が始まりました。同法は、建設のアスベストばく露により肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚となった方に国への行政申請で最高裁で決定された国の賠償額と概ね同額を支給する制度で、建設アスベスト訴訟の大きな成果でした。

一方、石綿吹付け作業ばく露期間を1972～75年と3年間に限定し、建物内部作業者は1975年以降のばく露に限定、屋根・外壁・解体等の建物外部の石綿ばく露は「濃度が薄い」等の理由で国賠も給付金法も救済の対象としていません。後続の最高裁でも同様の判決です。さらに後続の訴訟で期間や職種の拡大が必要で課題が残ります。

一部を除き多くの建材メーカーは、訴訟を最高裁まで争う意向で許しがたいことです。23年度時点で労災等認定後に国に建設アスベスト給付金の行政申請のみ行いアスベスト建材メーカーには訴訟はしない方が多いのが実情で、企業は被災者の疲弊を待っているかのようにも見えます。慰謝料として本来支払われるべき額の全体の2分の1にあたる建材メーカーの責任分が見逃されてしまう場合が多いのです。私たちの会員においても建材メーカー訴訟への参加を希望される方は多く、私たちは建材メーカーへの訴訟を仙台と東京で支援しています。

肺がんの中皮腫の労災認定は、2012年の石綿肺がんの認定基準の改正以降中皮腫の申請は減少し、肺がんの労災申請は明らかに減少が続いています。

じん肺法の改正では、厚労省は2025年3月石綿肺の標準写真を厳しくし、2025年度に1977年以来48年ぶりのじん肺法の細かな運営を定める、じん肺診査ハンドブック改正の方針を明らかにしました。私たちは職業性呼吸器疾患研究会有志医師の会、全建総連他と連携し、じん肺診査ハンドブック改悪阻止の活動をおこなう時期となっています。石綿肺がんは、石綿ばく露歴の基準を基本とし、医学所見のプラークに関する肺がんの労災認定基準を守る運動の継続が必要です。

過去に使用された石綿対策では、2020年「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が成立、2023年10月から建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務化されました。私たちは2023年に「こどもたちにアスベストを吸わさない」シンポジウムを開催、建築物石綿含有建材調査者制度の改善、石綿除去工事の石綿濃度測定義務化、石綿除去工事のライセンス制度、完了検査者（アナリスト）制度など、諸外国並みの法規制を求め24年度も活動してきました。

当団体の財政は、2024年度前半で800万円規模の赤字が予想されました。個人・団体を問わず多くの皆さんより、労災や建設アスベスト給付金の認定に関わるカンパ、活動全体へのご寄附等、多大なお志をいただき、皆様のおかげをもちまして、2024年度は数十万円の黒字で決算することができました。ご支援、誠にありがとうございました。

なお、中期的な財政安定化策の策定と職員の世代交代に伴う業務移行は引き続き課題です。

私たちは、今後数十年に及ぶアスベスト被害の解決に向けて、国と石綿製品製造・

使用企業等の責任を認めさせるために、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘することを重視して2024年度も活動しました。

## 2. 石綿健康被害救済法、建設アスベスト給付金法、省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

### (1) 石綿健康被害救済法

2005年のクボタ・ショックで対応を迫られた政府は、アスベスト被害について「石綿による健康被害者の間に隙間を生じないように迅速かつ安定した救済制度を実現」するとして「総合対策」を決定し、2006年3月に石綿健康被害救済法が施行されましたが、10年後の2016年12月、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会のまとめで「5年以内の見直しが必要である」とされたものの、今日に至っても「隙間のない迅速かつ安定した救済」は行われていません。

石綿健康被害救済小委員会が2022年6月から2023年6月の間に6回開かれ、被害者団体を代表し中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の右田孝雄事務局、小菅千恵子会長が参加し、治療研究への基金の活用、給付水準の見直しなど粘り強い要望を行いました。給付の引き上げや認定基準の見直しなど抜本改正の必要性を認めない、被害者の実態を省みないとりまとめ報告となりました。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の要請を受け、2023年9月には与党建設アスベスト対策プロジェクトチームが「令和6年度の労災疾病臨床研究事業費補助金における石綿関連疾患の治療研究について、臨床試験も含めた研究の更なる推進が可能となるよう、予算の拡充を図ること。」の要請を国に提出し、2024年度予算概算要求では労災疾病臨床研究補助事業補助金が大きく増額（約1億円）され、患者会の要求である「中皮腫を治せる病気へ」の治療研究への前進、足がかりを築くことができました。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会では2025年6月27日に厚労省他省庁要請を行います。

2025年3月21日に発表された2月時点の石綿健康被害救済法に基づく認定状況は、同法開始の2006年からの累計で20,283人（内訳：中皮腫16,833人、肺がん3,063人、石綿肺92人、びまん性胸膜肥厚295人）となっており、中皮腫に比べ肺がん他の認定率が低いことが問題となっています。

### (2) 建設アスベスト給付金法

建設アスベスト訴訟13年間のたたかいにより2021年6月9日に成立した建設アスベスト給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）は、2022年1月19日から運用が開始されました。

2025年3月18日の第38回建設アスベスト給付金認定審査会審査結果は、2022年2月の第2回建設アスベスト給付金認定審査会審査からの累計で、審査件数8,532件に対して認定相当数8,132件（内訳：中皮腫4,126件、肺がん3,067件、びまん性胸膜肥厚333件、石綿肺485件）となり、8,000件をこえました。

建設アスベスト給付金制度は建設アスベスト訴訟の最高裁判決を受けてつくられたものであり、アスベスト被害認定の要件を大きく狭めています。それは、

- ① 石綿吹付期間を1972～1975年の3年間に限定し、その前後がばく露期間の人には補償しない
- ② 建物内部作業も1975年以降のばく露に限定し、1975年以前にばく露し労災認定された人は認めない
- ③ 給付作業の対象を建設・解体・改修に限定し、労災認定されている屋根工・外壁

工については、建物外部で「濃度が薄い」等の理由から排除しているなどの重大な問題が残されています。

さらに、建材メーカーが建設アスベスト給付金法の賠償金の資金拠出を行っていないという根本的な問題があります。

2022年6月7日に原告191人（被害者136人／うちアスベストセンターと東京安全センターの原告は 仙台と東京あわせて11人＜被害者8人＞）が全国10地裁（札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、京都、大阪、岡山、高松、福岡）に被害を発生、拡大させたアスベスト含有建材を製造販売した建材メーカー（以下 建材メーカーという）を一斉提訴しています。

2021年5月の最高裁判決以降の判決・決定において、被告建材メーカーはすべて賠償を命じられています。

2024年12月26日、首都圏建設アスベスト東京1陣訴訟の差戻審において、東京高裁は、具体的な和解案を提示し、建材メーカーに早期全面解決に向けた努力をするよう要望しました。和解案は、全ての建材メーカーらに警告義務違反を認め、概ね10%のシェアを有する建材メーカーについては建材が現場に到達した事実を認め、基本慰謝料額を建設アスベスト給付金と同一額を認めました。2025年1月31日には首都圏建設アスベスト東京2陣訴訟においても和解案が提示され、続いて2月18日、関西建設アスベスト大阪2陣・3陣訴訟において、大阪高裁が和解案を提示しました。

建設アスベスト給付金法は、附則2条では、国以外の者による被害者への損害賠償のその他の補償の在り方について国は検討のうえ所要の必要な措置をとると明記されており、東京1陣・2陣、大阪2陣・3陣の原告は全国の原告数の圧倒的多数を占め、建材メーカーが和解に応じれば、建材メーカーが参加する建設アスベスト補償基金制度創設への大きな前進となることが期待できます。

### 3. 労災認定と救済法認定の支援、全国からの電話相談と対応

2025年4月現在、労災等の補償に関する継続的な相談数は27件で、内訳は中皮腫12件、肺がん6件、石綿肺（じん肺）5件、びまん性胸膜肥厚3件、良性石綿胸水1件です。

2024年4月から2025年3月までを通し、アスベストセンターが支援し労災や建設アスベスト給付金等で認定された件数は10件で、内訳は中皮腫6件、肺がん3件、良性石綿胸水1件です。

アスベストセンターに寄せられる労災相談の件数は減少傾向にあり、相談内容の複雑化は顕著です。その背景として、アスベスト被害の補償救済に関する基礎的情報はインターネットから容易に得られる時代となり、相談者は自身で解決できない場合に限り、より専門性の高い知識を求め相談される傾向にあること、また、建設アスベスト給付金制度の施行をきっかけに多くの法律事務所等が相談窓口を開設し、被災者にとっては相談先の選択肢が増えたこと等が影響していると思われます。困難な事案に対し複数の医療・看護関係者、法律関係者、研究者、学識者等の協力を得て取り組んでいます。

また、建設アスベスト給付金についても、施行開始当初の混乱は落ち着き、アスベストセンターが過去に支援した方々については、給付金制度への申請案内が概ね行き渡りました。現在は、様々な理由で通常申請せざるを得ない困難事案を中心に対応しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。

#### 4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 支部での事務局活動

一年間を通し、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の関東支部、東北支部の事務局として、患者会、家族会、総会などでの支援、協力を行ってきました。

関東支部では、2024年10月にびまん性胸膜肥厚の患者さんに限定した患者会を開催し、医師の講演とともに患者同士の交流が行われました。

#### 5. 環境アスベスト相談活動

2025年1月17日で阪神淡路大震災30年を迎えることから、ひょうご労働安全衛生センターの提起で、震災後のアスベスト問題について研究し取りまとめ、被災地神戸でシンポジウムを開催し発表することが決まりました。その一環として、能登半島震災被災地の調査を行い、結果を報告することとなりました。

24年5月に第1回能登半島震災被災地調査を実施し、防じんマスクをボランティアセンターに配布しました。第2回能登調査は24年8月に実施、9月1日の「防災の日」には、神戸市内でシンポジウムに参加し、能登震災被災地の調査報告を行いました。第3回被災地調査を24年12月に実施しましたが、この時は9月に発生した豪雨災害の被災と重なり能登は大変な状況の中、七尾市のボランティアセンターで、ボランティアの実態、アスベストの状況などをお聞きしました。以上の調査結果は、25年1月12日に神戸市内三宮で開催された神戸シンポジウムで報告し、多くの方にご参加いただきました。

東京センターが環境省の助成を受ける被災地アスベトリスクコミュニケーションプロジェクトに参加し、震災被災地調査、各被災地での報告活動を実施しました。2011年から継続している東日本大震災被災地調査を2025年3月実施し、仙台市で「東日本大震災から14年 災害とアスベストを考えるシンポジウムin仙台」を開催しました。また3月には、昨年度のプロジェクト報告会をネット上で開催しました。

成蹊大学の11・12号棟解体工事は、周辺住民への工事説明会開催の要望に学校当局が応じず、月1回程度開催される簡易裁判所調停となったことから、住民の安全確認ができないまま工事が進み、実質的なリスクコミュニケーション形成を阻害する事案が発生しました。このようなリスクコミュニケーションの実質的忌避は、解体工事をブラックボックス化するおそれがあります。

江東区内タワーパーキング解体工事で、周辺住民が工事を心配し江東区役所環境課に問い合わせたところ、区の対応が不適切であったとの相談があり、区へ情報開示請求を実施しました。工事の安全性に関する情報は住民に適切に伝えられるべきです。この点について、行政への提案を検討しています。

大阪市卸売市場でアスベスト除去工事が始まったことを受け、工事が安全に進むよう、築地市場の安全対策を参考に、現地へ行ってリスクコミュニケーションを実践しています。

1987年に38歳で中皮腫により亡くなられた山梨県立技能専門学校教員の公務災害不認定をめぐる裁判を支援しています。地裁判決が24年11月21日にあり、敗訴の不当判決でした。原告は控訴しています。

#### 6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、これまでと同様、被災者救済の裾野を広げることと救済の峰を高くことに変わりはなく、とりわけ被災者の多い建設作業従事者の石綿健康被害に対する救済が重要課題です。

2021年5月の最高裁判決を受けて、建設アスベスト給付金法が同年6月に制定

されました。2025年1月までに8283件の審査件数のうち7918件（96%）が認定されています。給付金制度では、労災が認定された被災者については早期の認定がなされる一方、一人親方で労災未加入の被災者や労災認定されていても給付対象期間の就労資料がない被災者など情報提供サービスが利用できなかった被災者については、申請から1年以上経っても結論が示されず認定が進まない事案や不認定とされる事案が増加しています。

建材メーカー訴訟では、東京高裁に差し戻されていた東京第1陣訴訟、東京高裁に係属中の第2陣訴訟、及び大阪高裁に係属している大阪第2陣・第3陣訴訟について、それぞれ裁判所から和解案が示されました。いずれの和解案も、概ね10%のシェアを有するメーカーについては建材到達を認めるなど、ニチアスやA&Aマテリアルなど主要な建材メーカーの共同不法行為責任（連帯責任）を認めています。解体工は和解の対象とされていません。建材メーカー訴訟は、被災者の高齢化に伴い多くの方が亡くなっている中、早期の全面解決が求められています。各裁判所とも和解による早期の全面的な解決に向け、建材メーカー側への働きかけをしていると考えられます。各弁護士においても、建材メーカー訴訟の和解解決に向けた活動を進めています。

弁護士としては、労災申請や国に対する給付金の申請、建材メーカー訴訟に関する相談などを多数受け、これらに対する支援を行っています。

また、石綿工場の元労働者等に対する救済については、国家賠償訴訟の提起と和解、企業との交渉や民事訴訟による解決を図っています。近年、工場で石綿製品の製造・加工等に従事した労働者ではなく、事務員や研究員などの非典型的な作業による被災者からの相談が増えています。これらの国賠訴訟や企業交渉・損害賠償訴訟、新規相談への対応などについても、引き続いて実施してきました。

## 7. 調査・研究活動

2024年度も加古川市石綿飛散事案対策委員会委員長に理事長の名取が委嘱され、同委員会のリスク推定部会長の村山武彦理事と共に、事故のリスク推定に協力しました。

2024年度、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会、藤沢市石綿関連疾患対策委員会、佐渡市立両津小学校アスベスト健康対策等専門会議の委員として、名取理事長、平野副理事長、永倉事務局長、尾形事務局次長、村山理事、菅野理事が協力しました。

2025年3月現在、建築物石綿含有建材調査者は全国で243,000人を越し、2016年に設立された一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会の会員数は、正会員1058名、シニア会員8名、賛助会員50社となりました。

東京労働安全衛生センターのアスベスト含有建材の偏光顕微鏡による測定に協力しました。

2025年1月開催された第12回石綿問題総合対策研究会に協力し、事務局として活動を支援しました。

## 8. ウェブサイト等による情報提供

2024年4月、NPO法人の新ロゴを用いた新しいウェブサイトへの移行を行いました。一部ページが刷新・再構成された以外、大半のページに掲載されている情報は任意団体時代同様にアクセスできるようになっています。

2023年秋に募集を開始した第1回アスベストセンター賞は、諸般の事情により結果発表の時期を遅らせ、24年7月にウェブサイト上で受賞者および一部作品の発

表を行いました。7月に尼崎市にて行われた授賞式では、審査員らを Zoom で接続したハイブリッド形式を用い実施しました。

24年10月に行われた20周年記念祝賀会では、設立以来の様々な写真をまとめた20分におよぶスライドショー動画を作成・上映しました。活動を写真で記録していくことの重要性を再確認できたものと思われまます。

「アスベスト問題を語り継ぐ連続講座」は第9回が開催され、南慎二郎氏による講演をオンラインでも配信しました。収録されたビデオは従前どおり YouTube の公式チャンネルに掲載しており、講演内容の書き起こしも近く追加する予定です。

建設アスベスト訴訟ニュースを適宜更新し掲載しました。

2023年に開催された坂下博之医師による「悪性胸膜中皮腫に関する薬物療法の現況」講演のビデオを公開し、質疑応答などの書き起こしをウェブサイトに掲載しました。

同じく2023年に衆議院議員会館で開催された「こどもたちにアスベスト-石綿-を吸入させないシンポジウム」についても、採録をウェブサイト公開しました。

運用面の変更として、迷惑メールに対処するために、ウェブサイトからの問い合わせを電子メールではなくオンライン・フォームの形式のみに変更しました。

2024年は設立20周年の節目でもあり、従前どおり8月・1月に機関誌を発行したほか、10月に20周年記念号を発行しました。

## 9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2024年度の既存石綿・廃棄プロジェクトの取り組みは、国による法改正の動きに対する監視・対応、従来から実施している不適正な改修・解体の監視・対応、震災や集中豪雨などの被災建築物解体、廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設の調査、アスベスト廃棄物の不適切な処理・処分・リサイクルの状況調査、再生砕石のアスベスト問題における国の対応への監視活動などがあります。

国による法改正については、集中的な活動を継続してきました。2020年5月末に改正大気汚染防止法が可決・成立。吹き付けアスベストなどの除去で対策を一切講じない場合に直罰規定が設けられたほか、レベル3建材の規制対象への追加、工事完了時の確認など、これまで要求してきたごく一部が加えられましたが、残念ながら全体的には抜本改正にほど遠い内容となっていました。

学校のアスベスト対策に関連しては、兵庫県加古川市の別府中学校で起きた外壁の仕上塗材を飛散防止対策なしに切断する違法工事における生徒らの健康リスク評価や行政対応の検証にも対応し、2024年5月末に報告書が市に提出され完了しました。

建材中のアスベスト分析するJIS分析法をめぐっては、ISO分析法がJIS化されることになった件でも監視活動を実施しています。2021年8月には日本が強く主張してISO化されたX線回折法による定量分析法についてJIS化されましたが、分析精度の問題がかねて指摘されているJIS定量分析法は維持したままISO定量分析法が作成され、2つのX線回折法による定量法が並立されるなど、いまだ混乱が続いています。正確な分析なしには適正な建物解体はできないことから、今後も注視していく必要があります。

熊本地震以後も被災地におけるがれき処理や被災建築物の解体における調査にも取り組んできました。2024年1月に発生した能登半島地震の被災地における対応にも取り組んでいます。2025年1月に開催された「阪神・淡路大震災から30年災害とアスベストを考えるシンポジウム」が開催され、アスベストセンターからも複数参加しました。百数十人が参加する活況ぶりで、今後の震災対策でも数十年後の被害とそうした被害を生まないための啓発の重要性が改めて確認されました。

アスベストが混入した再生砕石のリサイクル問題については、被災地その他で調査を続けており、明らかに全国的な問題であることが改めて確認され、対応を継続しています。

アスベストによる人為的な土壌汚染については、今年度は大きな事案はなかったものの、「汚染者負担の原則」を維持すべく対応しています。

自治体条例の制定などの支援としては、大阪府堺市などで継続的に取り組んでいます。

アスベストセンターウェブサイト既存石綿・廃棄物のページを順次公開しています。なお、2025年2月に開催された石綿問題総合対策研究会にも参加しました。

## 10. 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト

### (1) 連続講座

2018年度より、アスベストに長年取り組んできた方々に対談・インタビュー形式で、次世代へつなぎたい経験や想いを語る連続講座プロジェクトを開催してきました。講座は映像記録として保存し後世に残すとともに、一部の公開映像部分をウェブサイト上（YouTube）で公開してきました。

2024年11月16日に第9回として開催した「書籍『アスベスト禍はなぜ広がったのか』—著者が語るアスベストの基礎的な歴史—」（ゲスト：南慎二郎氏、インタビュー一名取雄司）の講演動画を2025年4月にウェブサイトで公開しました。

### (2) アスベストセンター賞

アスベストに関する異なる4分野で貢献のあった方を表彰する「アスベストセンター賞（アスベスト・研究奨励賞、アスベスト・生命を見つめるフォト賞／エッセー賞、アスベスト・文芸賞）」を2023年に創設しました。本賞は、応募動向等を考慮した上で、2027年度までの5年間にわたり継続する予定です。

第1回は、アスベスト・文芸賞のアスベストセンター賞に「光る細い棘」方政雄（パン・ジョンウン）氏、同・審査員特別賞に「アスベスト絵伝—大切なもの—それは命」中村千恵子氏が選出されました。アスベスト・生命を見つめるエッセー賞のアスベストセンター賞に「祖父との約束」後藤里奈氏、同審査員特別賞に「感謝」一薫智代美氏が選出されました。アスベスト・生命を見つめるフォト賞の審査員特別賞に「アスベスト除去作業」の木村宏氏が選出されました。アスベスト・研究奨励賞の研究特別賞に「悪性胸膜中皮腫の集学的治療」岡部和倫氏が選出されました。発表ならびに表彰式は、2024年7月20日に尼崎市で行われました。第1回受賞作品は、機関紙42号、ウェブサイトで発表・紹介しました。

第2回目の応募は、2025年3月から開始しています。

### (3) 「被害者の声を伝える」書籍

アスベストセンターは2003年設立から20年を迎え、2024年10月に設立20周年記念行事を行いました。この行事の一環として、被災者の写真と文章を主にした第1編と、現在救済補償されていない方の課題をまとめた論文を主にした第2編から成る2部構成の書籍「(ストック型被害として) 被害者の声を伝える」の発行を2025年度中に予定しており、年数回プロジェクトを開催し、準備を続けています。

## 11. 写真撮影について

尼崎クボタ写真展、アスベスト関連の活動等写真撮影を数回実施しました。

## 12. アスベストセンター安定運営基金、法律プロジェクト支援基金、歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金

- (1) 継続した活動を確保する必要性から、約1,750万円をアスベストセンター安定運営基金として確保しました。
- (2) 困難な訴訟事案へ臨機に対応することができるよう法律プロジェクト支援基金として約500万円を確保しました。
- (3) アスベストセンター安定運営基金より750万円を移行し、「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金」を立ち上げました。1年間で、各賞合計・最大150万円を授与することとし、2023年度から2027年度まで、5年間にわたり継続する予定です。第1回の表彰・賞金授与は2024年7月に行われ、賞金等で約125万円を支出しました。

## 13. 事務局体制

永倉事務局長（非常勤）、尾形事務局次長（常勤）、田口事務局次長（非常勤）の3名体制で事務局活動を行いました。必要な案件のみ齋藤氏に事務委託をしました。

## 14. 東北での活動

2025年4月現在、東北在住の方からの継続的な相談は7件で、中皮腫6件、肺がん1件となっています。引き続き東北におけるアスベスト被害者の掘り起こしと支援が必要です。

## 15. 監査分野

2025年4月に実施した会計監査において、指摘される事項はありませんでした。通帳を一元管理し、支出時における事務局内部での二重チェック体制を毎月実施しました。

## 16. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、（医）ひらの亀戸ひまわり診療所、全国じん肺患者同盟（北茨城・横須賀・建設東京の各支部）、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団（関東・関西）、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター等の諸団体と協力して活動してきました。

## 17. 会員数 2025年4月1日現在

個人正会員108人・個人賛助会員42人・団体正会員25団体・団体賛助会員3団体です。

第2号議案

2024 年度 活動計算書 予算実績対比表

(単位：円)

科 目	当年度予算		当年度実績	
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計
<b>【A】 経常収益</b>				
1 受取会費		870,000		702,000
正会員受取会費	745,000		546,000	
賛助会員受取会費	125,000		156,000	
2 受取寄附金		13,500,000		20,490,503 *1
受取寄附金	13,500,000		20,490,503	
3 受取助成金等		0		0
受取補助金	0		0	
4 事業収益		1,500,000		1,500,000
中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援（法律・医療含む）事業収益	1,500,000		1,500,000	
5 その他の収益		1,000		178,954
受取利息	1,000		8,954	
雑収入			170,000	
<b>経常収益計</b>		<b>15,871,000</b>		<b>22,871,457</b>
<b>【B】 経常費用</b>				
1 事業費				
(1) 人件費		3,520,125		3,954,120
給料手当	3,031,625		3,490,125	
法定福利費	418,500		400,254	
福利厚生費	70,000		63,741	
(2) その他経費		7,670,500		8,889,132 *2
旅費交通費	950,000		2,271,579	
通信運搬費	86,000		109,203	
会議費	300,000		80,319	
地代家賃	1,732,500		1,732,500	
賃借料	0		185,680 *3	
光熱水費	180,000		190,058	
消耗品費	0		0	
広告宣伝費	0		0	
印刷製本費	520,000		73,583 *4	
支払手数料	0		0	
諸会費	100,000		5,000	
新聞図書費	72,000		72,000	
業務委託費	2,030,000		2,134,242	
諸謝金	1,500,000		1,252,100 *5	
調査研究費	200,000		782,868	
<b>事業費計</b>		<b>11,190,625</b>		<b>12,843,252</b>

科 目	当年度予算		当年度実績	
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計
2 管理費				
(1) 人件費		3,370,125		3,444,121
役員報酬	480,000		480,000	
給料手当	2,401,625		2,500,125	
法定福利費	418,500		400,255	
福利厚生費	70,000		63,741	
(2) その他経費		4,727,500		6,292,225
旅費交通費	1,100,000		888,230	*2
通信運搬費	550,000		551,421	
交際費	0		970,421	*6
会議費	600,000		38,843	
地代家賃	157,500		157,500	
賃借料	0		0	
光熱水費	20,000		17,278	
消耗品費	60,000		85,344	
広告宣伝費	450,000		30,793	*7
印刷製本費	920,000		1,811,701	*8
支払手数料	90,000		89,924	
諸会費	0		0	
租税公課	0		130	
業務委託費	730,000		1,588,082	*9
雑費	50,000		62,558	
管理費計		8,097,625		9,736,346
経常費用計		19,288,250		22,579,598
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		-3,417,250		291,859
【C】 経常外収益				
固定資産売却益				
過年度損益修正益				
経常外収益計		0		0
【D】 経常外費用				
固定資産売却損				
災害損失				
過年度損益修正損				
経常外費用計		0		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		-3,417,250		291,859
法人税、住民税及び事業税・・・④				
前期繰越正味財産額・・・⑤		31,964,846		31,964,846
次期繰越正味財産額③-④+⑤		28,547,596		32,256,705

- \*1 受取寄附金 困難な労災審査請求の支援・認定等による寄附の増加
- \*2 旅費交通費 事業費+管理費合計：今年度3,159,809円、前年度3,623,063円
- \*3 賃借料 アスベスセンター賞第1回表彰式会場使用料
- \*4 印刷製本費(事業費) 予算時に2024年発行予定の書籍代の一部金を計上したが、2025年度に持ち越し
- \*5 諸謝金 アスベスセンター賞第1回賞金ほか
- \*6 交際費 20周年記念祝賀会開催費用(御祝儀170,000円は雑収入で計上)
- \*7 広告宣伝費 予算時にウェブサイト定期管理費を計上したが、委託費に計上し直したこと等による減少
- \*8 印刷製本費(管理費) 機関誌3回発行、機関誌20周年記念号(印刷費52万円)の発行、NPO変更封筒の増刷
- \*9 業務委託費 ウェブサイトの定期管理費を計上(約44万円)、及びウェブNPO法人移行作業費(約20万円)、20周年関連委託費(撮影料・ビデオ制作計約20万円)による増加

第2号議案補足資料

2024 年度 計算書類の注記 (2024年4月-2025年3月)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終修正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理  
該当する取引がありません。

2. 事業別損益の状況

科目	事業1 事業2 事業3 事業4 事業5 事業6						(単位：円)		
	中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援(法律・医療含む)	中皮腫・じん肺・アスベストに関する調査と研究・研究の奨励	中皮腫・じん肺・アスベストに関する情報の収集と提供	作業環境と一般環境におけるアスベストの測定	環境中のアスベスト飛散とその予防に関する相談と支援(行政からの委託を含む)	アスベスト規制及び被災者救済にかかる法令・行政施策に関する国並びに地方公共団体への要請	事業部門計	管理部門	合計
経常費用									
(1) 人件費									
役員報酬								480,000	480,000
給料手当	1,745,062	698,025	349,013	0	698,025	0	3,490,125	2,500,125	5,990,250
法定福利費	200,127	80,051	40,025	0	80,051	0	400,254	400,255	800,509
福利厚生費	31,871	12,748	6,374	0	12,748	0	63,741	63,741	127,482
人件費計	1,977,060	790,824	395,412	0	790,824	0	3,954,120	3,444,121	7,398,241
(2) その他経費									
旅費交通費	1,639,540	356,086	91,600	0	184,353	0	2,271,579	888,230	3,159,809
通信運搬費	62,926	7,178	2,368	0	36,731	0	109,203	551,421	660,624
交際費	0	0	0	0	0	0	0	970,421	
会議費	79,993	0	326	0	0	0	80,319	38,843	119,162
地代家賃	866,250	346,500	173,250	0	346,500	0	1,732,500	157,500	1,890,000
賃借料	0	185,680	0	0	0	0	185,680	0	185,680
光熱水費	95,028	38,012	19,006	0	38,012	0	190,058	17,278	207,336
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	85,344	85,344
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	30,793	30,793
印刷製本費	0	73,583	0	0	0	0	73,583	1,811,701	1,885,284
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	89,924	89,924
諸会費	0	0	5,000	0	0	0	5,000	0	5,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	130	130
新聞図書費	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0	72,000
業務委託費	720,000	111,780	280,312	0	1,022,150	0	2,134,242	1,588,082	3,722,324
諸謝金	0	1,252,100	0	0	0	0	1,252,100	0	1,252,100
調査研究費	0	782,868	0	0	0	0	782,868	0	782,868
雑費	0	0	0	0	0	0	0	62,558	62,558
その他経費計	3,463,737	3,153,787	571,862	0	1,699,746	0	8,889,132	6,292,225	15,181,357
経常費用計	5,440,797	3,944,611	967,274	0	2,490,570	0	12,843,252	9,736,346	22,579,598

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

受入れはありません。

4. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。  
当法人の正味財産は32,256,705円ですが、そのうち28,854,058円は、下記のように使途が特定されています。  
したがって使途が制約されていない正味財産は3,402,647円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
アスベストセンター安定運営基金	17,575,927	0	0	17,575,927	
法律プロジェクト支援基金	5,030,231	0	0	5,030,231	
歴史をつなぐ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金	7,500,000	0	1,252,100	6,247,900	第1回賞金を2024年7月に授与
合計	30,106,158	0	1,252,100	28,854,058	

5. 固定資産の増減内訳  
固定資産はありません。
6. 借入金の増減内訳  
借入金はありません。
7. 役員及びその近親者との取引の内容  
該当する取引がありません。
8. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
  - ・ 事業費と管理費の按分方法  
事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、法定福利費及び福利厚生費については従事割合に基づき按分しています。それ以外の費用については、特定の事業にひもつけられる費用は事業費とし、その他は稼働時間等を基準に事業費と管理費に按分しています。

## 第2号議案

### 2024 年度 貸借対照表

(単位：円)

科 目	金 額	小計・合計
<b>【A】 資 産 の 部</b>		
1 流動資産		
現金預金	32,564,252	32,564,252
流動資産合計・・・①		32,564,252
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
(2) 無形固定資産		
(3) 投資その他の資産		
固定資産合計・・・②		0
<b>【A】 資 産 合 計 ①+②</b>		32,564,252
<b>【B-1】 負 債 の 部</b>		
1 流動負債		
未払金	240,000	307,547
預り金	67,547	
流動負債合計・・・③		307,547
2 固定負債		
		0
固定負債合計・・・④		0
<b>負 債 合 計 ③+④</b>		307,547
<b>【B-2】 正 味 財 産 の 部</b>		
前期繰越正味財産額	31,964,846	
当期正味財産増減額	291,859	
		32,256,705
<b>【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】</b>		32,564,252

## 第2号議案

### 2024 年度 財産目録

(単位：円)

科	目	金額	小計	合計
<b>【A】 資産の部</b>				
1	流動資産			32,564,252
	現金預金		32,564,252	
	手元現金	101,552		
	中央労働金庫普通預金	6,668,888		
	ゆうちょ銀行振替口座	20,753,402		
	みずほ銀行普通預金	10,179		
	みずほ銀行定期預金	5,030,231		
	流動資産合計・・・①			32,564,252
2	固定資産			0
	(1) 有形固定資産			0
	(2) 無形固定資産			0
	(3) 投資その他の資産			0
	固定資産合計・・・②			0
<b>【A】 資産合計 ①+②</b>				<b>32,564,252</b>
<b>【B-1】 負債の部</b>				
1	流動負債			307,547
	未払金		240,000	
	役員報酬	240,000		
	預り金		67,547	
	源泉徴収税(給与)	21,120		
	源泉徴収税(報酬)	4,595		
	住民税	0		
	厚生年金保険料	25,620		
	健康保険料	16,212		
	流動負債合計・・・③			307,547
2	固定負債			0
	固定負債合計・・・④			0
<b>【B-1】 負債合計 ③+④</b>				<b>307,547</b>
<b>【B-2】 正味財産合計 【A】 - 【B-1】</b>				<b>32,256,705</b>

- \* 1 アスベストセンター安定運営基金、歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金を含む  
 \* 2 法律プロジェクト支援基金

# 会計監査報告書

特定非営利活動法人 中皮腫・じん肺・アスベストセンター  
理事長 名取 雄司 殿

令和7年4月23日

特定非営利活動法人 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

監事 安元 宗弘  
監事 今井 明  
監事 青山 理恵

私どもは、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の会計監査を実施しました。

監査にあたっては、会計帳簿及び関連書類の閲覧、証憑との突合、質問など必要と思われる監査手続きを行いました。

監査の結果、法人の会計処理はNPO法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の方法によって適正に行われており、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

# 業 務 監 査 報 告 書

2025年5月14日

特定非営利活動法人 中皮腫・じん肺・アスベストセンター  
理事長 名取雄司 様

監事（業務監査担当）

安 元 宗 弘

私は、NPO法人の業務監査のチェック表にもとづき、事務局に必要な書類等を提示していただき、ガバナンス（理事会、会員管理、コンプライアンス等）、事業の遂行（ミッションとの整合性、委託事業・助成金事業等）について監査したところ、業務が適正に行われていることを確認しました。

## 第3号議案 2025年度 活動方針（案）

### 1. 全体の方針について

アスベスト政策の提言と省庁交渉を行っていきます。

建物ばく露等による中皮腫被災者の労災認定の推進、補償の遅れる石綿関連肺がんの被災者の認定等の取り組みをウェブサイトでの相談を含め強化していきます。相談ホットライン開催を実行もしくは支援し、全国での労災申請に協力します。中皮腫や肺がんの労災の認定補償に関しては、長年の経験を生かし、認定の難しい事例に対応していきます。

建設アスベスト訴訟の建材メーカーに対する訴訟を支援していきます。

また、今後の長期的裁判に備えた法律プロジェクト支援基金を強化し、国家賠償を含めた長期のアスベスト訴訟の支援を行います。建設アスベスト訴訟を他団体と協力して支援し、建設アスベスト訴訟の解決に向けて取り組みます。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の関東と東北支部の事務局を担当します。

調査研究活動の強化を行います。石綿対策全国連と共に国際会議の開催に協力し、アスベスト対策基本法の制定をめざします。

歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクトで創設された「アスベスト・研究奨励賞、アスベスト・生命を見つめるフォト賞/エッセー賞、アスベスト・文芸賞」の4賞について、25年に2回目の応募を募り選考表彰します。賞の資金は、同プロジェクト所管の「アスベスト奨励賞基金」から昨年度と同様に支出します。

写真を主にした「被害者の声を伝える」書籍の発行を2025年度中に行う予定です。

アスベスト連続講座を継続します。

石綿問題の資料館設立等の課題に取り組んでいきます。

2025年度も大気汚染防止法、石綿障害予防規則の問題点の改善と建築物石綿含有建材調査者制度の改革に継続して取り組みます。

石綿健康被害の予防的活動を行う、全国で数少ない団体として、石綿含有建材の適切な調査・分析・管理・除去・廃棄・飛散防止に可能な限り取り組みます。

東北での労災相談、石綿の環境飛散防止等に取り組んでいきます。

常勤職員の世代交替を実施します。具体的には、永倉冬史氏と尾形海子氏が交代し、尾形氏が事務局長、永倉氏が事務局次長となります。

永倉氏には、これまでの豊富な経験を元に、引き続きリスクコミュニケーションの実践によるアスベスト問題の解決に尽力いただきます。また、新たに事務局長として就任する尾形氏は、労災等の補償救済支援、訴訟支援、東北でのアスベスト被害の掘り起こ

しのほか、事務局長として当団体の全体の運営に関わり、大きな視点を持ってアスベスト問題の解決にあたります。なお、事務局の人員数については、当団体の現在の収入等から考え、常勤職員2名弱が適切と考えています。

私たちは、アスベスト被災者団体、支援者団体、医療・看護関係者、法律関係者、学者等を運営委員とし、被災者を支援し、アスベストを調査研究する団体として22年間活動してきました。

アスベストは、人が工業的理由で採掘し工業化してきた物質であり、結果としてアスベスト被害を生んだ責任は、国と石綿製品製造・使用企業等、建物所有者にあります。現在までに、典型的職業ばく露による被災者は労災保険で補償され、一部の環境被害者は企業による賠償を受けたものの、石綿健康被害救済法では中皮腫と重度の石綿肺と肺がん等しか救済されず、被災者救済・補償の公平性に欠ける状況が続いています。認定基準や基準運用の緩和、石綿健康被害救済法の抜本的改正が必要です。他団体と協力し、石綿健康被害救済法の抜本的改正に取り組みます。

私たちは、今後数十年に及ぶアスベスト被害の解決に向けて、国と石綿製品製造・使用企業等の責任を認めさせるために、2025年度も被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘することを重視して活動していきます。また、尼崎をはじめとする環境アスベスト被害者を救うために活動していきます。

## 2. 石綿健康被害救済法、建設アスベスト給付金法、省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

2006年に石綿健康被害救済法が施行されてから18年が経過しました。職業ばく露によるアスベスト被害については訴訟により国や企業の損害賠償責任が確定し、建設アスベスト給付金制度に示されるように訴訟原告以外での被害者救済の道が開かれてきました。しかし、同じアスベスト被害であるにもかかわらず、石綿健康被害救済制度は他の制度との間に給付内容・水準等で著しい格差があり、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などの患者団体や石綿健康被害救済制度研究会（名取理事長が参加）などの学識経験者・専門家、石綿健康被害救済小委員会の委員から、給付水準の改善や治療研究への基金活用などについて意見と要望が出されています。石綿健康被害救済制度を「見舞金」ではなく、法的責任に基づく被害者の救済と権利を回復するための制度へと変えていく取り組みをすすめます。

建設アスベスト給付金法の問題点は、屋内作業従事者に対する国の責任期間を1975年10月1日以降とし、石綿吹付期間を1972～1975年の3年間に限定し、その前後がばく露期間の人を救済の対象外としたことです。さらに、労災として認定されている屋根工・外壁工が、石綿粉じんばく露の実態は屋内作業従事者と概ね同様であり、その結果として被害が発生しているにもかかわらず、建物外部で「濃度が薄い」等の理由から排除したことです。これら重大な課題の解決と被害者救済をはかるための取り組みをすすめます。

建設アスベスト訴訟では、建材メーカーに対して三度の和解案が提示されていることから、建材メーカー訴訟を通じて建設アスベスト給付金法へ建材メーカーに資金拠出をおこなわせる取り組みをすすめます。

また、建設アスベスト給付金制度における「労災支給決定等情報提供サービス」の運用において、じん肺の管理区分決定の根拠（6号（岩石等）作業か24号（石綿）作業か、粒状影か不整形陰影か等）を問題にして、情報提供の対象外とする事例、労災認定当時の労働基準監督署の復命書の疾病要因に「石綿」という記載がなく、「粉じん、じ

ん肺」などの記録になっていることから「石綿が原因と断定できない」と判断され、労災認定者であっても「情報提供サービス」から証明書が発行されない事例が相次いでいます。こうした動きは、厚労省「第24回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会」でのじん肺管理区分判定改悪の動きと連動するものであり、じん肺管理区分判定の改悪に反対し、じん肺被害実態に即したじん肺管理区分認定を求める取り組みをすすめます。

じん肺1/0の一人親方労災特別加入者が管理区分申請できないという事態は継続しています。じん肺管理区分では石綿・粉じん作業での「労働者期間+特別加入期間」が、中皮腫1年、びまん性胸膜肥厚3年、石綿肺がん10年を「最低ばく露期間」とし、残りの期間は事業主・一人親方等、あるいは労災未加入でもよいとの認定基準となっていますが、石綿肺だけ判断が異なります。昭和61年の第51号通達と事務連絡第73号を改正し、建設業で労働者期間+特別加入期間の石綿ばく露が10年あれば管理区分（等）認定し、同様にじん肺管理区分2以上の6合併症（続発性気管支炎含む）を10年で労災認定するよう改正の取り組みをすすめます。

### 3. 労災認定と救済法認定の支援、全国からの電話相談と対応

アスベストセンターに寄せられる労災相談の件数は減少傾向にあり、相談内容の複雑化は顕著です。長年にわたってアスベスト被害に取り組んできた経験と知識を活かし、困難な事案にも前向きに対応します。

ホットラインや関東・東北での相談会、中央建設国保組合との連携などにより、アスベスト被災者の掘り起こしに取り組みます。

ウェブサイトで開催しているオンライン相談フォームを今後も活用していきます。

### 4. アスベスト被災者団体への支援活動

前年度に引き続き、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の（関東支部ならびに東北支部の）事務局に、尾形・名取・田口正俊氏（事務委託）が参加します。

同会の相談役会議を通じ、医療や予防の情報発信に取り組みます。

国とアスベスト製品製造・使用企業等に対し、アスベスト被害の責任を迫り、認定基準や基準運用の拡大と緩和を求め、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘、支援していきます。

### 5. 環境アスベスト相談活動

環境アスベスト飛散の相談に応じて、今まで同様に対応し、リスクコミュニケーションの実践による解決を図ります。実現可能なグッドプラクティス事例を収集します。

保育園、幼稚園、学校のアスベストによる被害予防対策のための活動を進めます。大阪市場のアスベスト除去工事に関し、リスクコミュニケーション形成を図る活動を実施します。

能登半島の震災被災地のアスベスト調査を実施します。

アスベスト市民ネット、及び東京労働安全衛生センターのリスクコミュニケーションプロジェクト等と連携を図り、各地にリスクコミュニケーションの手法を広める活動を行います。

## 6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げることと救済の峰を高くすることです。とくに、建設アスベスト訴訟での勝訴判決を勝ち取ること、解体工・屋外工を含めた被災者の全面的な早期解決を図ることがあります。

給付金制度においては、労災未加入者や情報提供サービスが利用できなかった被災者を含めた手続きの迅速化や「同種事例の裁判例も踏まえて、関係者の証言や申述等の内容が、当時の社会状況や被災者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて、明らかに不合理でない場合には柔軟に事実を認定する」とする審査会の審査方針に従った柔軟な運用による不認定事案の減少、さらには解体工・屋外工を含めた給付対象者の拡大といった給付金制度の改善を求めることが必要です。

建材メーカーに対しては、東京1陣・2陣訴訟及び大阪2・3陣訴訟において勧告された和解案の早期受諾を求めるとともに、給付金制度への参加あるいは「救済基金」制度の創設といった救済制度の改正・創設への参加を求めるため、全国の弁護士や支援団体と連携を進めます。くわえて、係属中の訴訟で勝訴判決ないし勝訴的和解を勝ち取ることや、和解に応じない建材メーカーに対する責任追及を続けるために新たな集団訴訟の提起も検討が必要となります。

また、いわゆる工場型の被災者については、石綿製品の製造・加工作業による被災ではない非典型例の事案が増えているところ、石綿曝露状況等に関する立証に関する国の対応が厳しくなっているため、訴訟が長期化しています。従業員が少ない事業所での被災や、関係者の高齢化によって作業内容や曝露状況の立証が難しくなっていることから、支援団体とも緊密に連携しながら取り組んでいきます。

2025年2月に横浜地裁で造船従事者の石綿被害について初めて国の責任が認められているように、石綿被害者の全面的な救済に向けた活動を進める必要があります。

厚生労働省によるじん肺標準エックス線写真集改定やCT画像導入の動きに対し、医師とも連携して、じん肺、肺がん患者などが医療現場において適切に認定されるように意見を出していくことも必要といえます。

以上のような諸課題に取り組むほか、企業責任を追及する損害賠償、違法工事による石綿飛散事故等の環境事件に関する相談に対する対応なども行っていきます。

## 7. 調査・研究活動

自治体のアスベスト対策委員会、アスベスト健康対策委員会等に委員として参加し、未来の飛散予防活動に協力します。

肺がん等アスベスト関連疾患のリスクや制度の調査を実施し、石綿リスク研究会の活動を継続します。

東京労働安全衛生センターの石綿の分析測定・相談活動に協力します。

自治体のIARC関連石綿疾患の調査に協力していきます。

日本の石綿に関する資料整備や情報提供に取り組みます。

石綿問題総合対策研究会に協力します。

石綿で必要とされる、勉強会・研究会の事務局を担います。

## 8. ウェブサイト等による情報提供

引き続きアスベスト全般について必要な情報を提供していきます。

建設アスベスト訴訟、アスベストセンター賞、アスベスト問題を語り継ぐ連続講座ほか、各プロジェクトの進捗に応じて、YouTube や Facebook などの外部サービスとも連携しつつ、タイムリーな発信を目指します。

また定期、不定期に行われるイベントについて、ストリーミングを行ったりビデオアーカイブ化したりする体制を引き続き整えていきます。

年2回程度、機関誌を発行します。

## 9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2025年度の活動方針としては、①国の動向監視と有効な対策の検討、②国内での石綿廃棄物処理状況、③廃棄物処理の上流である解体・改築問題、④アスベスト廃棄物処理の国内・海外における優良な事例・知見、⑤震災などの災害時における被災地の対応、⑥再生砕石への混入などリサイクル問題、⑦アスベスト土壌汚染問題、⑧建材中のアスベスト分析法をめぐる問題——などへの調査や対応、行政への要請、住民への支援を行います。

①の規制の動きとしては、2023年10月に厚生労働省・環境省による2020年規則・改正法で最後となる、講習を修了した有資格者によるアスベストの調査・分析の義務化が施行されました。残念ながら両省の規制改正では、事前調査・分析の適正化や完了検査の義務づけではわずかに前進もありましたが、作業時における第三者による測定・監視、レベル3対策の強化、罰則適用範囲の拡大、罰則強化などはほとんど手つかずのままとなっています。重要規制については5年以内の改正もあり得るとの附帯決議もあり、今後も監視や提言活動、国会対策が重要です。建設アスベスト訴訟全国連絡会、職業性呼吸器疾患有志医師の会、石綿対策全国連絡会議、東京労働安全衛生センターと共に国に対してさらなる制度改正を強く求めていく方針です。

③の改築・解体問題への対応として、今後大気汚染防止法の穴を補う自治体の条例づくりや監視活動が重要な位置を占めます。特に法改正が不十分である可能性が高く、なおさら重要性が増すことになりそうです。同時に制度の運用を担う自治体のレベルアップが適正な改築・解体に不可欠であり、そのための活動も必要です。

⑤に関連して東日本大震災における震災廃棄物の処理で不適正な事例が相次いだ経験から、将来起こるであろう関東・東海大地震など大規模災害に向けた対策をいまから積み上げていく必要があります。今後、災害防止計画へのアスベスト対策の位置づけなどが重要です。

特に今後建築物の通常使用時の十分な管理・監視がないなかでの改修・解体で石綿によりもっとも大きな被害を受けるのは子どもたちです。せめて子どもたちの石綿ばく露を少しでも減らすための建築物の石綿を優先的に除去するための立法的措置も検討していきます。

現在のアスベスト関連法令に存在する隙間を埋めるとともに、ずさんな除去、解体工事などの適正化を図ることは今後のアスベスト被害を減らす上できわめて重要です。アスベストが使用された建築物の解体ピークまでにそれらの対策に注力していく必要があります。

あわせて重要な課題として、ILO石綿条約の履行ができていない状況やWHOの環境保健クライテリアの引用と称して実際には存在しない基準が飛散事故のたびに引用

される問題などにも積極的に取り組み始めたいと考えています。

## 10. 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト

### (1) 連続講座

2025年度も引き続き、アスベスト問題および関連する問題に関わってこられた方々の記録を後世に残す講座開催・映像記録・公開の活動を開催します。年1～2回の講座開催を予定しています。

### (2) アスベストセンター賞

24年度に引き続き、第2回アスベストセンター賞（アスベスト・研究奨励賞、アスベスト・生命を見つめるエッセー賞・フォト賞、アスベスト・文芸賞）を開催します。

### (3) 「被害者の声を伝える」書籍

被災者の写真と文章を主にした第1編と、現在救済補償されていない方の課題をまとめた論文を主にした第2編から成る2部構成の書籍「(ストック型被害として)被害者の声を伝える」を、2025年度中に発行する予定です。

### (4) その他

アスベスト問題の経験や記録の語り部養成、学習会、研究他を考えており、その準備を「歴史をつなぎ未来を拓く」プロジェクト内で行います。

## 11. 写真撮影について

中皮腫等の被災者ご家族、代表的な訴訟など、アスベスト関連の活動の写真撮影等を積極的・計画的に実施し、書籍作成を準備します。

## 12. アスベストセンター安定運営基金、法律プロジェクト支援基金、歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金

(1) アスベストセンター安定運営基金は、25年度の単年度赤字も推定し500万円の使途を解除し1,250万円で2025年度運営していきます。

(2) 法律プロジェクト支援基金は、約500万円で本年度運営していきます。

(3) 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金は、第2回アスベストセンター賞の賞金(各賞合計・最大150万円)を2025年7月に授与する予定です。よって、アスベスト奨励基金は474万円で本年度運営していきます。

## 13. 東北での活動

東北でのアスベスト被害の掘り起こしを進めていきます。

建設アスベスト東北訴訟を支援し、アスベストセンターの会員原告のサポートに努めます。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東北支部の「集いの会・総会」の開催と会報誌「絆」の発行を支援します。

#### 14. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、(医)ひらの亀戸ひまわり診療所、全国じん肺患者同盟(北茨城・横須賀・建設東京の各支部)、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団(関東・関西)、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター等の諸団体と協力して活動していきます。

第4号議案

2025 年度 活動予算書 (案)

(単位：円)

科 目	前年度実績		当年度予算		内容・備考
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		702,000		775,000	
正会員受取会費	546,000		610,000		正会員 個人120人、25団体
賛助会員受取会費	156,000		165,000		賛助会員 個人 45人、 3団体
2 受取寄附金		20,490,503		18,000,000	
受取寄附金	20,490,503		18,000,000		
3 受取助成金等		0		0	
受取補助金	0		0		
4 事業収益		1,500,000		1,500,000	
中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援（法律・医療含む）事業収益	1,500,000		1,500,000		
5 その他の収益		178,954		1,000	
受取利息	8,954		1,000		
雑収入	170,000				
<b>経常収益計</b>		<b>22,871,457</b>		<b>20,276,000</b>	
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		3,954,120		3,845,000	
給料手当	3,490,125		3,370,000		常勤職員1名、非常勤職員1名の按分
法定福利費	400,254		405,000		
福利厚生費	63,741		70,000		
(2) その他経費		8,889,132		8,827,000	
旅費交通費	2,271,579		2,180,000		
通信運搬費	109,203		96,000		
会議費	80,319		50,000		
地代家賃	1,732,500		1,320,000		*
賃借料	185,680		190,000		
光熱水費	190,058		144,000		*
消耗品費	0		0		
広告宣伝費	0		0		
印刷製本費	73,583		1,070,000		2025年発刊予定の書籍代
支払手数料	0		0		
諸会費	5,000		105,000		
新聞図書費	72,000		72,000		
業務委託費	2,134,242		1,600,000		*
諸謝金	1,252,100		1,500,000		アスベストセンター賞第2回賞金
調査研究費	782,868		500,000		
<b>事業費計</b>		<b>12,843,252</b>		<b>12,672,000</b>	

科 目	前年度実績		当年度予算		内容・備考
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
2 管理費					
(1) 人件費		3,444,121		3,435,000	
役員報酬	480,000		480,000		税理士（非会員監事）監査報酬 常勤職員1名、非常勤職員1名の按分
給料手当	2,500,125		2,480,000		
法定福利費	400,255		405,000		
福利厚生費	63,741		70,000		
(2) その他経費		6,292,225		3,731,000	
旅費交通費	888,230		800,000		
通信運搬費	551,421		500,000		
交際費	970,421		0		
会議費	38,843		40,000		
地代家賃	157,500		120,000		*
賃借料	0		0		
光熱水費	17,278		16,000		*
消耗品費	85,344		80,000		
広告宣伝費	30,793		30,000		
印刷製本費	1,811,701		900,000		*
支払手数料	89,924		90,000		
諸会費	0		0		
租税公課	130		0		
業務委託費	1,588,082		1,095,000		*
雑費	62,558		60,000		
管理費計		9,736,346		7,166,000	
経常費用計		22,579,598		19,838,000	
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		291,859		438,000	
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		291,859		438,000	
法人税、住民税及び事業税・・・④					
前期繰越正味財産額・・・⑤		31,964,846		32,256,705	
次期繰越正味財産額③－④+⑤		32,256,705		32,694,705	

\* 5階共同事務所分担費見直しによる減額等

第4号議案補足資料

2025 年度 計算書類の注記

1. 事業別損益の状況

科目	事業1 事業2 事業3 事業4 事業5 事業6						(単位：円)		
	中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援（法律・医療含む）	中皮腫・じん肺・アスベストに関する調査と研究・研究の奨励	中皮腫・じん肺・アスベストに関する情報の収集と提供	作業環境と一般環境におけるアスベストの測定	環境中のアスベスト飛散とその予防に関する相談と支援（行政からの委託を含む）	アスベスト規制及び被災者救済にかかる法令・行政施策に関する国並びに地方公共団体への要請	事業部門計	管理部門	合計
経常費用									
(1) 人件費									
役員報酬								480,000	480,000
給料手当	1,215,000	486,000	243,000	0	1,426,000	0	3,370,000	2,480,000	5,850,000
法定福利費	202,500	81,000	40,500	0	81,000	0	405,000	405,000	810,000
福利厚生費	35,000	14,000	7,000	0	14,000	0	70,000	70,000	140,000
人件費計	1,452,500	581,000	290,500	0	1,521,000	0	3,845,000	3,435,000	7,280,000
(2) その他経費									
旅費交通費	1,600,000	350,000	50,000	0	180,000	0	2,180,000	800,000	2,980,000
通信運搬費	60,000	0	0	0	36,000	0	96,000	500,000	596,000
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	50,000	0	0	0	0	0	50,000	40,000	90,000
地代家賃	660,000	264,000	132,000	0	264,000	0	1,320,000	120,000	1,440,000
賃借料	0	190,000	0	0	0	0	190,000	0	190,000
光熱水費	72,000	28,800	14,400	0	28,800	0	144,000	16,000	160,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	80,000	80,000
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000
印刷製本費	0	1,070,000	0	0	0	0	1,070,000	900,000	1,970,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	90,000	90,000
諸会費	0	0	105,000	0	0	0	105,000	0	105,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞図書費	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0	72,000
業務委託費	340,000	100,000	200,000	0	960,000	0	1,600,000	1,095,000	2,695,000
諸謝金	0	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000
調査研究費	0	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	60,000	60,000
その他経費計	2,782,000	4,002,800	501,400	0	1,540,800	0	8,827,000	3,731,000	12,558,000
経常費用計	4,234,500	4,583,800	791,900	0	3,061,800	0	12,672,000	7,166,000	19,838,000

2. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

(単位：円)					
内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
アスベストセンター安定運営基金	17,575,927	0	5,000,000	12,575,927	
法律プロジェクト支援基金	5,030,231	0	0	5,030,231	
歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金	6,247,900	0	1,500,000	4,747,900	第2回は2025年8月に授与予定
合計	28,854,058	0	6,500,000	22,354,058	

特定非営利活動法人中皮腫・じん肺・アスベストセンター  
2025年度 役員・事務局体制（案）

敬称略・五十音順

役職名	氏名	所属	主な担当事業
理事長	名取 雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所 横須賀中央診療所	研究・法律・環境
副理事長	平野 敏夫	ひらの亀戸ひまわり診療所	
事務局長	尾形 海子	専従	
事務局次長	永倉 冬史	石綿対策全国連絡会議事務局次長	環境（建材）相談支援
事務局員	飯田 勝泰	東京労働安全衛生センター	相談支援
理事	飯田 浩	尼崎労働者安全衛生センター	
	位田 浩	位田法律事務所	法律
	大内 加寿子	アスベストを考える会	
	大島 寿美子	北星学園大学	
	太田 伸二	新里・鈴木法律事務所	法律
	北見 宏介	名城大学	研究・歴史の継承
	小菅 千恵子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	
	阪本 将英	専修大学	研究・歴史の継承
	菅野 典浩	アーライツ法律事務所	法律
	外山 尚紀	東京労働安全衛生センター	研究・環境
	長松 康子	聖路加国際大学 看護学部	研究
	西山 和宏	ひょうご労働安全衛生センター	
	春田 明郎	横須賀中央診療所	
	古川 和子		
	星川 昭三	建設じん肺被災者の会/東京	
	南 慎二郎	立命館大学	研究・歴史の継承
	堀井 晶	全国建設労働組合総連合 東京都連合会	
	村山 武彦	東京工業大学	研究・歴史の継承
監事	今井 明	写真家	経理監査
	安元 宗弘	横須賀中央診療所	経理・業務監査
	青山 理恵（非会員）	毛塚税理士事務所	経理監査
顧問	西田 隆重	元神奈川労災職業病センター	環境

（新任）